

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

独立行政法人住宅金融支援機構 行

(ふりがな)

氏名： _____

〒

住所又は居所： _____

TEL () _____

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 91 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知の文書番号： _____ 日付： _____ 開示決定に基づき訂正を受けた保有個人情報の名称等
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

ア 訂正請求者	<input type="checkbox"/> 本人	<input type="checkbox"/> 法定代理人	<input type="checkbox"/> 任意代理人
イ 請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険の資格確認書 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 在留カード、特定在留カード、特別永住者証明書、特定特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()		
※ 請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。			
ウ 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）	(ア) 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者 (年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (ふりがな) (イ) 本人の氏名 _____ (ウ) 本人の住所又は居所 _____		
エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示又は提出してください	請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()		
オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください	請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> 委任者本人の印鑑証明書又は運転免許証等		

※この欄には記入しないでください。

受理印押印欄	(訂正請求書受理)	(補正後の訂正請求書受理)
主管グループ	グループ (内線：)	

個人情報保護第 23 号書式 (別添)

<記載に当たっての注意事項>

- 1 「氏名」「住所又は居所」
保有個人情報の訂正請求する者氏名及び住所又は居所を記載してください。
連絡等を行う際に必要になりますので、電話番号も記載してください。
なお、代理人によりなされる場合は、代理人の氏名、住所又は居所、電話番号を記載してください。
- 2 「訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日」
3の①及び②に掲げる保有個人情報の開示の実施を受けた日を記載してください。
- 3 「開示決定等に基づき開示を受けた保有個人情報」
「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」の名称を記載してください。なお、本法により 保有個人情報の訂正請求ができるには次に掲げるものです。
① 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報 (法第 90 条第 1 項第 1 号)
② 開示決定に係る保有個人情報であって、法第 88 条第 1 項の他の規定により開示を受けたもの (法第 90 条第 1 項第 2 号)
- 4 「訂正請求の趣旨及び理由」
 - (1) 訂正請求の趣旨
どのような訂正を求めるかについて簡潔に記載してください。
 - (2) 訂正請求の理由
訂正請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載してください。なお、本欄に記載しきれない場合には、本欄を参考に別葉に記載し、本請求書に添付して提出してください。
- 5 訂正請求の期限について
訂正請求は、法第90条第3項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行な なければならないこととなっています。
- 6 「本人確認書類等」
 - (1) 窓口来所による訂正請求の場合
窓口に来所して保有個人情報の訂正請求をする場合、本人確認のため、運転免許証、健康保険の資格確認書、個人番号カード (ただし個人番号通知カードは不可)、在留カード、特定在留カード又は特別永住者証明書、特定特別永住者証明書 (又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書) 等の住所・氏名が記載されている書類を提示又は提出してください。
なお、特定在留カード及び特定特別永住者証明書の運用開始予定は、令和 8 年 6 月 14 日です。運用開始日以降、確認書類とすることができます。
どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、これらの本人確認書類の提示又は提出ができない場合は、個人情報保護窓口事前に相談してください。
 - (2) 送付による訂正請求の場合
訂正請求書を送付して訂正請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機による複写したものに併せて、住民票の写し (ただし、訂正請求の前 30 日以内に作成されたものに限ります。) を提出してください。住民票の写しは、市町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。住民票の写しが提出できない場合は、個人情報保護窓口事前に相談してください。
なお、個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写してください。
また、住民票の写しに個人番号の記載がある場合、黒塗りしてください。
 - (3) 代理人による訂正請求の場合
「本人の状況等」欄は、代理人による訂正請求の場合のみ記載してください。必要な記載事項は、保有個人情報の本人の状況、氏名、本人の住所又は居所です。
代理人のうち法定代理人が訂正請求をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類 (ただし訂正請求の前 30 日以内に作成されたものに限ります。) を提示又は提出してください。なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提示又

は提出は認められません。

代理人のうち、任意代理人が訂正請求をする場合は、委任状（ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限り。）を提出してください。ただし、①委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書（ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限り。）を添付するか又は②委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）等本人に対し重複して発行されない書類の写しを併せて提出してください。なお、委任状は、その複写物による提出は認められません。

- 詳しくは、訂正請求しようとする個人情報保護窓口にお尋ねください。